

自家用発電機のカバーエリアについて

1. 概要

発電機回路とする負荷については、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修の建築設備設計基準（平成 14 年版）の甲類を参考とすること。

2. 発電機回路とする負荷

(1)大地震後に災害対策活動を行うに必要な負荷（区役所及び管理室部分）

- ・ 照明回路

活動拠点室（B、C 会議室）・・・全灯数

一般事務室：1 スパン灯以上

一般諸室：全灯数の 1/2～1/3

一般廊下：全灯数の 1/2～1/3

階段：全灯数（非常用電源内蔵も可）

（区役所機能）

各執務室、廊下系統、自動交付機、物品倉庫、相談室、会議室、電話交換機室、
食事室、文書保存庫、医務室

（管理室）

管理事務室

管理室（中央監視室）

- ・ 通信、連絡用機器

電話交換機、拡声、インターホン親機など

公衆電話

- ・ 情報処理装置

サーバー室

管理室（中央監視室）

- ・ 空調関連機器

サーバー室、電話交換機室

管理室（中央監視室）

- ・ 給水・排水ポンプ・・・・・・・・・・・・・・・・全数

- ・ コンセント・・・・・・・・・・・・・・・・業務の継続に必要なもの。

（区役所）

コンセント回路

各業務用端末コンセント、EPS 用コンセント、HUB 用コンセント

自動交付機用、B、C 会議室コンセント（コピー、FAX 1 台ずつ）

(管理室)

管理事務室

各業務用端末コンセント、HUB用コンセント

管理室(中央監視室)

警報盤、自火報受信機、非常用アンプ、ITV、

照明制御盤、親時計、トイレ呼出表示器、インターホン、機械警備盤、

誘導無線アンプ、ELV監視盤、音声ガイド装置、映像システム制御装置

- ・ エレベーター
各バンクに1台
- ・ 監視制御装置
中央処理装置、伝送端末局等必要なもの(UPSを含む)

(2)防災用負荷

- ・ 非常用エレベーター・・・・・・・・・・・・・・・・全数
- ・ 消火ポンプ、排煙ファン・・・・・・・・・・・・・・・・全数
- ・ 非常用照明、誘導灯・・・・・・・・・・・・・・・・全数
- ・ 自動火災報知装置、非常放送装置・・・・・・・・全数
(防排煙連動制御装置、シャッター等防災機器含む。)
- ・ 直流電流装置・・・・・・・・・・・・・・・・全数

(3)発電機運転に必要な負荷

- ・ 発電機室給排気ファン・・・・・・・・・・・・・・・・全数
- ・ 発電機用補機(移送ポンプ含む)・・・・・・・・全数